

合併効果の検証（合併前後の状況比較）

（平成20年3月）

山梨県総務部市町村課

目 次

はじめに	-----	1
1 組織体制		
① 人員、人件費	-----	2
② 専門職員の配置	-----	5
③ 課・室等の再編	-----	6
2 財政状況		
① 歳入歳出予算と財政力指数	-----	7
② 人口1人当たり歳出額	-----	8
③ 経常収支比率	-----	9
3 共同事務処理の状況	-----	10
4 住民生活におけるメリット・デメリット		
① メリット	-----	11
② デメリット	-----	15

はじめに

平成15年2月末時点で64（7市、37町、20村）あった本県の市町村は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」の下で合併が大きく進展し、旧合併特例法の経過措置期限である平成18年3月末までに29まで減少した。

その後、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」を受け、県が作成した「山梨県市町村合併推進構想」に基づき、平成18年8月1日に芦川村と笛吹市が合併し、市町村数は28（13市、9町、6村）となった。

現在も構想に基づき、自主的な合併への取り組みが行われているところであるが、以下は、これまでの市町村合併に係る効果を検証し、取りまとめ、今後、合併に取り組もうとしている市町村の参考に供することができるよう整理したものである。

なお、合併効果の検証には、中長期的な視点からの分析も必要であるが、合併市町の大半が平成16、17年度に合併したばかりであるので、今回は、短期的な視点からの整理を中心とした。

また、検証の方法は、合併前の旧49市町村と合併後の新13市町の現時点での比較によった。

合併の状況

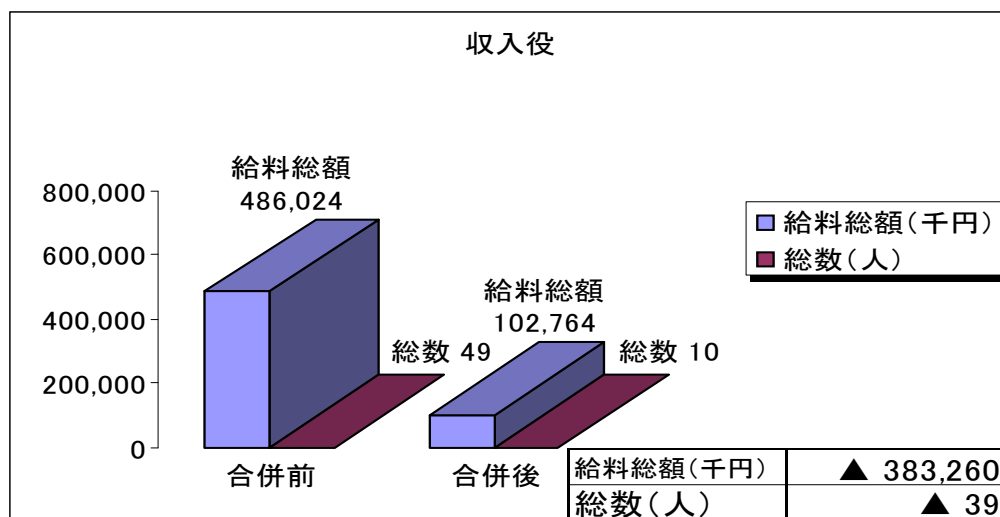
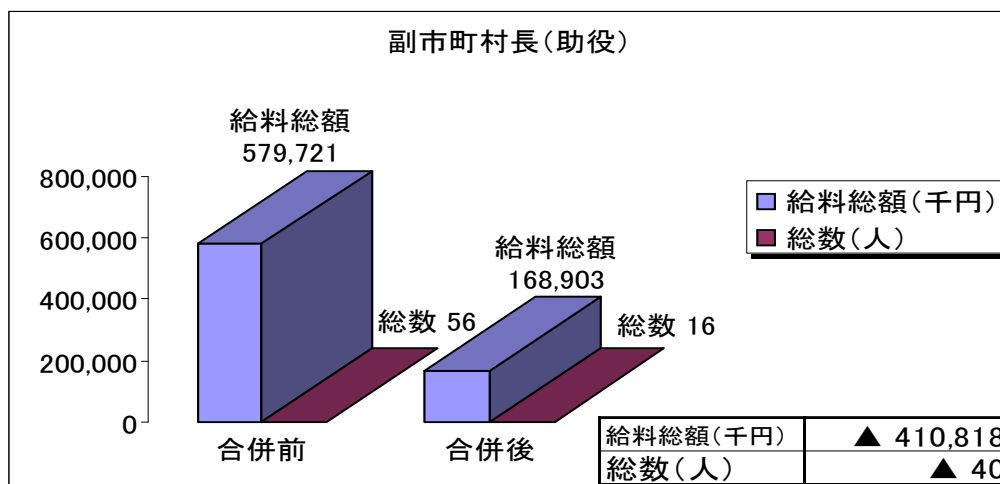
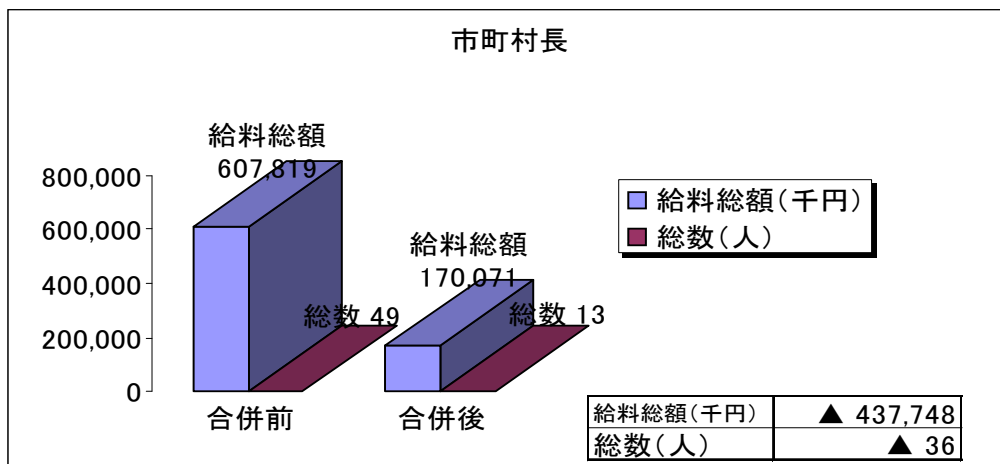
平成20年3月1日現在

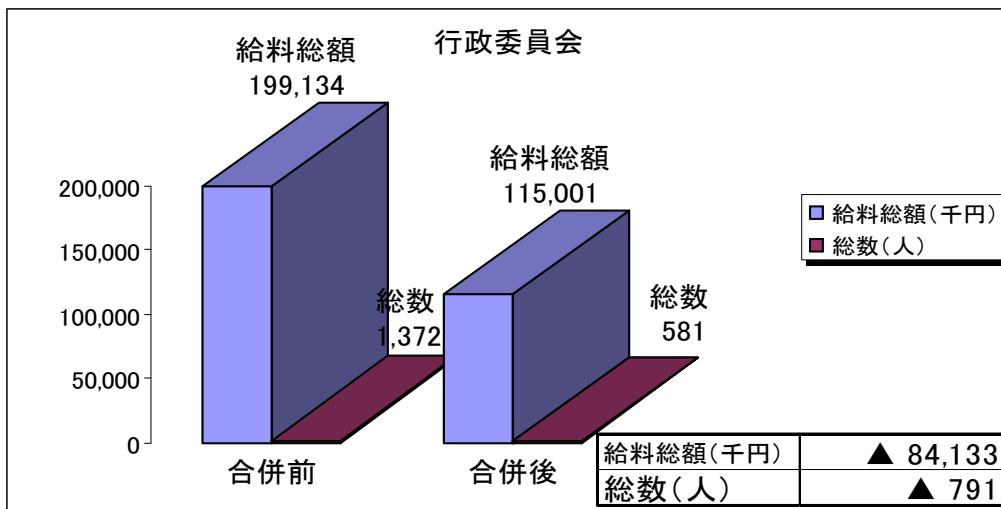
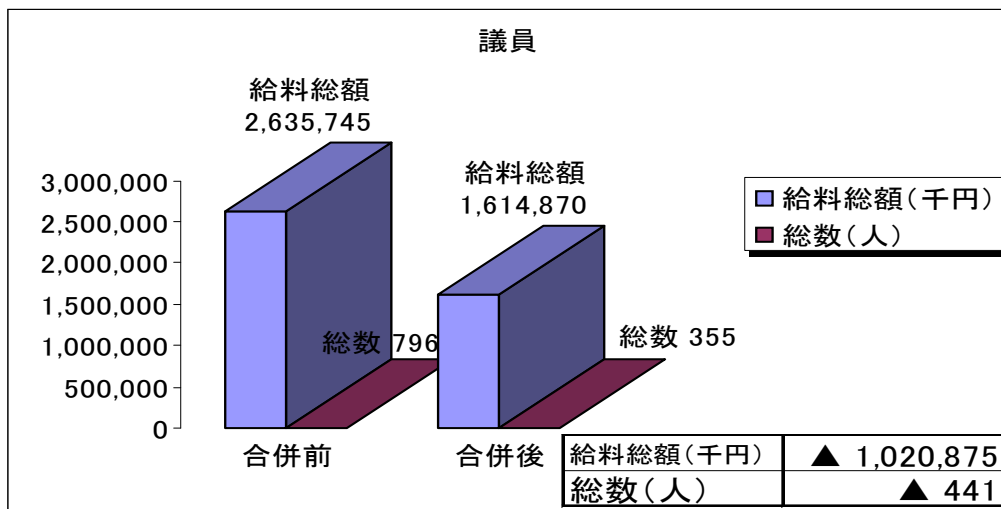
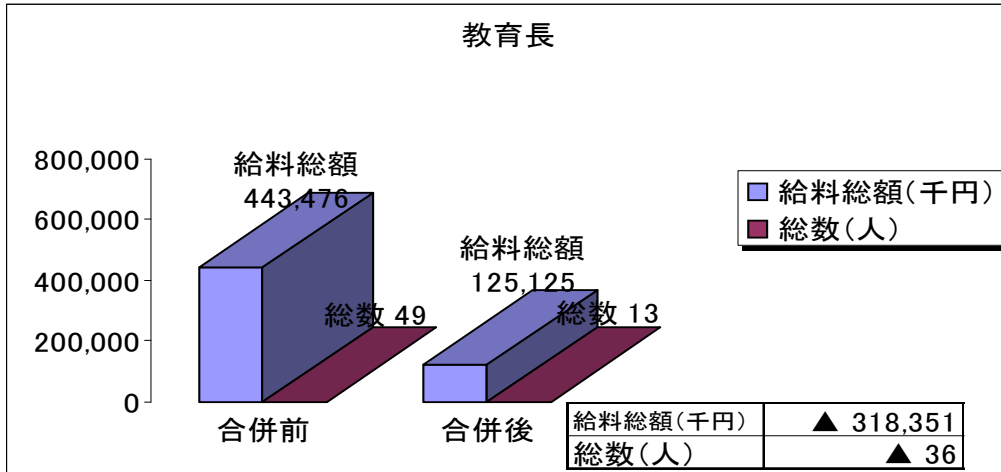
合併期日	市	町	村	計	新市町の名称：合併関係市町村
昭和35年4月1日	7	37	20	64	
<旧合併特例法適用>					
平成15年3月1日	7	36	20	63	南部町：南部町、富沢町
平成15年4月1日	8	32	18	58	南アルプス市：八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
平成15年11月15日	8	32	16	56	富士河口湖町：河口湖町、勝山村、足和田村
平成16年9月1日	9	29	16	54	甲斐市：竜王町、敷島町、双葉町
平成16年9月13日	9	27	16	52	身延町：下部町、中富町、身延町
平成16年10月12日	10	22	15	47	笛吹市：石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町
平成16年11月1日	11	18	12	41	北杜市：明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村
平成17年2月13日	12	17	11	40	上野原市：上野原町、秋山村
平成17年3月22日	12	16	10	38	山梨市：山梨市、牧丘町、三富村
平成17年10月1日	12	14	10	36	市川三郷町：三珠町、市川大門町、六郷町
平成17年11月1日	12	13	9	34	甲州市：塩山市、勝沼町、大和村
平成18年2月20日	13	11	8	32	中央市：玉穂町、田富町、豊富村
平成18年3月1日	13	10	8	31	甲府市：甲府市、中道町、上九一色村（北部地域）
平成18年3月1日	13	10	7	30	富士河口湖町：富士河口湖町、上九一色村（南部地域）
平成18年3月15日	13	9	7	29	北杜市：北杜市、小淵沢町
<合併新法適用>					
平成18年8月1日	13	9	6	28	笛吹市：笛吹市、芦川村

1 組織体制

(1) 人員及び人件費

市町村合併に伴い、特別職は、市町村長が36人減少したのをはじめ、副市町村長（助役）は40人、収入役は39人、教育長は36人、議員は441人、行政委員会委員は791人減少した。これに伴い、特別職の給与費及び報酬は年間で2,655,185千円削減された。





注1：数値については、給与実態調査及び定員管理調査による。

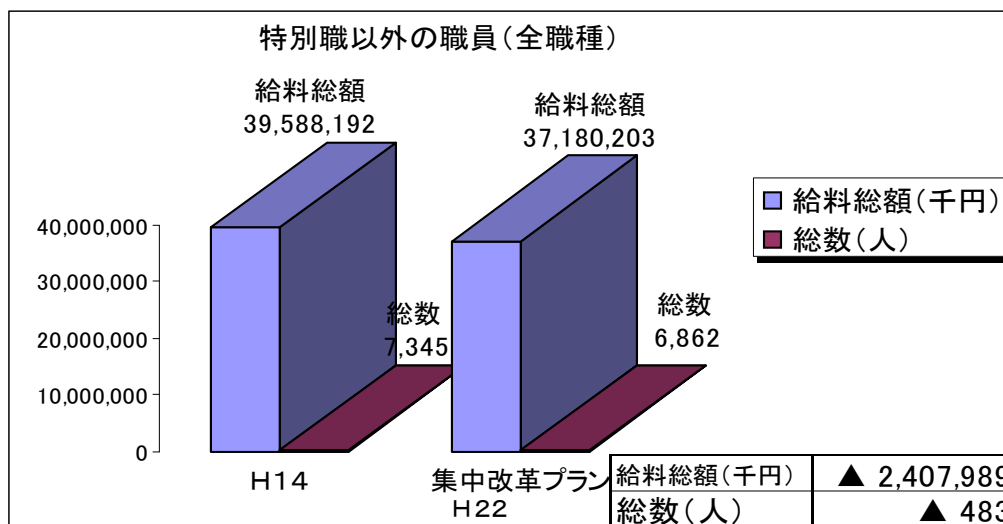
注2：人員は条例定数

注3：行政委員会は、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（教育長を除く）の合計

注4：合併前はH14時点（ただし、行政委員会は合併直前）、合併後はH18として算定

(参考)

特別職以外の職員については、一部事務組合の解散（市町への統合）により、職員が増加した面があるものの、現在、集中改革プランに基づく人員削減に取り組んでおり、合併によるスケールメリットを生かし、平成22年度までに13市町で合併前の約6.6%に当たる483人が削減でき、人件費は年間で2,407,989千円削減できる見込みである。

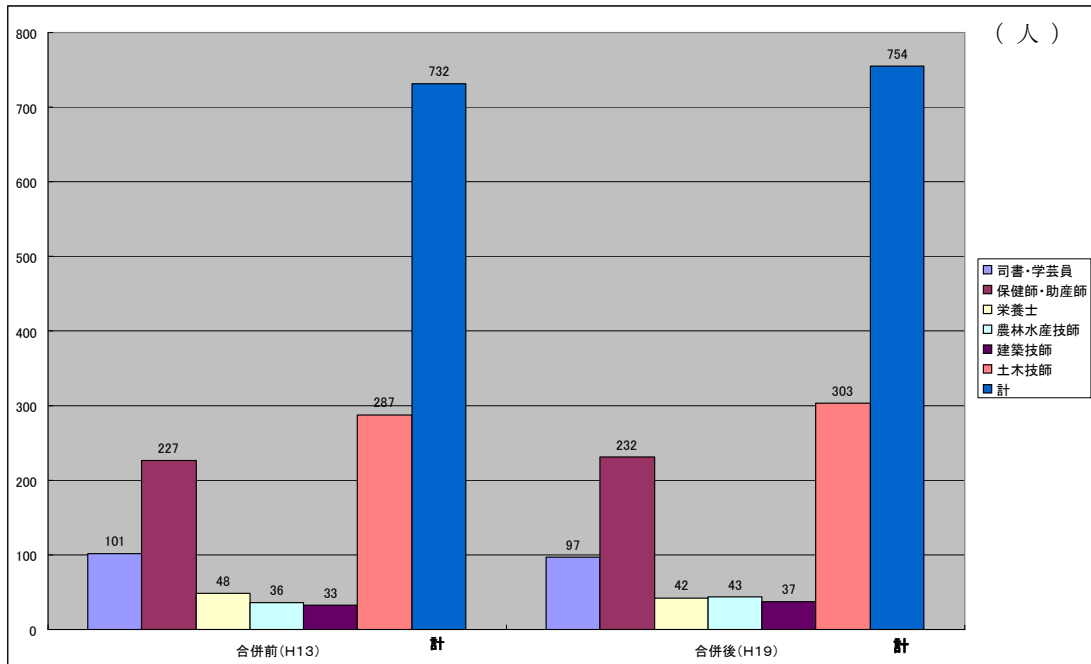


(県総務部市町村課調べ)

(2) 専門職員の配置状況

組織再編や事務の効率化により、全体の職員数は減少しており、専門職員についても、事務量の減少などにより6市町で減少しているものの、全体では22名増加しており、各市町の実情に即した形で行政運営や住民サービスの専門化・高度化に向けた取り組みが進められている。

業種別では、司書、学芸員、栄養士が減少する一方、保健師・助産師、農林水産技師、建築技師、土木技師が増加している。



	合併前 (H13)							合併後 (H19)						
	司書・学芸員	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師	計	司書・学芸員	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師	計
南部町	3	6	0	0	0	7	16	3	4	0	0	0	2	9
南アルプス市	23	23	4	2	0	14	66	25	25	4	7	0	28	89
富士河口湖町	6	10	3	0	0	0	19	6	6	3	0	0	0	15
甲斐市	13	15	9	0	0	13	50	10	17	7	3	0	13	50
身延町	6	11	1	2	0	0	20	6	11	0	0	0	0	17
笛吹市	12	28	6	0	0	11	57	12	28	3	6	0	27	76
北杜市	7	28	3	0	0	2	40	6	25	5	0	0	12	48
上野原市	3	11	0	2	0	6	22	3	13	0	0	0	9	25
山梨市	7	15	8	2	1	14	47	8	16	7	3	4	17	55
市川三郷町	2	11	3	0	0	9	25	2	10	2	0	0	0	14
甲州市	10	16	3	0	2	18	49	12	16	3	3	1	14	49
中央市	7	10	2	0	0	0	19	4	11	2	0	0	0	17
甲府市	2	43	6	28	30	193	302	0	50	6	21	32	181	290
計	101	227	48	36	33	287	732	97	232	42	43	37	303	754

(県総務部市町村課調べ)

(3) 課・室等の再編等

- ① 合併により新たな専門部署が新設され、課・室数が大幅に増加しており、特に、政策形成や子ども、老人、保険、まちづくりなどに関連する部門の充実が図られている。

旧市町村		新市町 (H18)			旧市町村		新市町 (H18)		
市町村名	課・室数	市町名	課・室数	新設課・室	市町村名	課・室数	市町名	課・室数	新設課・室
甲府市	56	甲府市	62	危機管理課	上野原町	8	上野原市	11	政策秘書室
中道町	7			滞納整理課	秋山村	6			長寿健康課
上九一色村	5			処理計画課 (環境)	平均課室等数	7			下水道課
平均課室等数	22.7			児童育成課 等	塩山市	13	甲州市	18	秘書室
山梨市	13	山梨市	16	秘書人事課	勝沼町	9			財政課
牧丘町	6			少子対策課	大和村	4			子育て支援課
三富村	4			農林課	平均課室等数	8.7			下水道課
平均課室等数	7.7				玉穂町	7	中央市	15	健康推進課
八田村	6	南アルプス市	27	広聴広報課	田富町	9			保険課
白根町	11			情報システム課	豊富村	6			都市計画課
芦安村	4			収納課	平均課室等数	7.3			観光振興課 等
若草町	8			国民年金課	三珠町	5	市川三郷町	12	財政課
楡形町	8	子育て支援課	市川大門町	8	保育課				
甲西町	8	介護福祉課	六郷町	6	まちづくり推進室				
平均課室等数	7.5	みどり自然課 等	平均課室等数	6.3	いきいき健康課 等				
明野村	6	北杜市	23	政策秘書課	下部町	8	身延町	10	保育課
須玉町	8			情報政策課	中富町	7			観光課
高根町	7			財政課	身延町	9			
長坂町	8			地域創造課	平均課室等数	8			
大泉村	5			児童家庭課	南部町	8	南部町	12	財政課
白州町	6			長寿福祉課	富沢町	8			町づくり推進課
武川村	6			障害福祉課	平均課室等数	8	保育課		
小淵沢町	6			健康増進課	河口湖町	11	富士河口湖町	14	管理課
平均課室等数	6.5			建築住宅課 等	勝山村	3			健康増進課
竜王町	11			甲斐市	21	保険課			足和田村
敷島町	10	子育て支援課	上九一色村			5			都市整備課
双葉町	7	高齢福祉課	平均課室等数			5.5			
平均課室等数	9.3	農林振興課 等							
石和町	12	笛吹市	26	情報政策課	※ 会計担当課及び支所、出先機関を除く。 ※ 教育委員会、議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員等を除く。 (県総務部市町村課調べ)				
御坂町	9			収税課					
一宮町	8			国民健康保険課					
八代町	8			ごみ減量課					
境川村	8			児童課					
春日居町	7			生活保護課					
芦川村	3			高齢福祉課					
平均課室等数	7.9			農業土木課 等					

- ② 合併後、市町村税の徴収対策や雇用対策、定住対策など、喫緊の課題に対応する体制を整備し、重点的に取り組んでいる市町も多い。
- 税に関する部門については、合併前には税務関係の専門部署が設置されていない町村が21存在したが、合併後は、12市町に税務部や税務課が設置され、税金等の徴収を担当する課も3市に置かれるなど、税源移譲にも対応できる体制の整備が図られている。
 - 雇用対策や定住対策などについても、独自の事業を進める市町が増えている。
- 例) 企業誘致対策等：山梨市ほか8市町
 定住対策 (U・Iターン等)：南アルプス市ほか7市町
 空き家バンク制度創設：北杜市ほか5市町

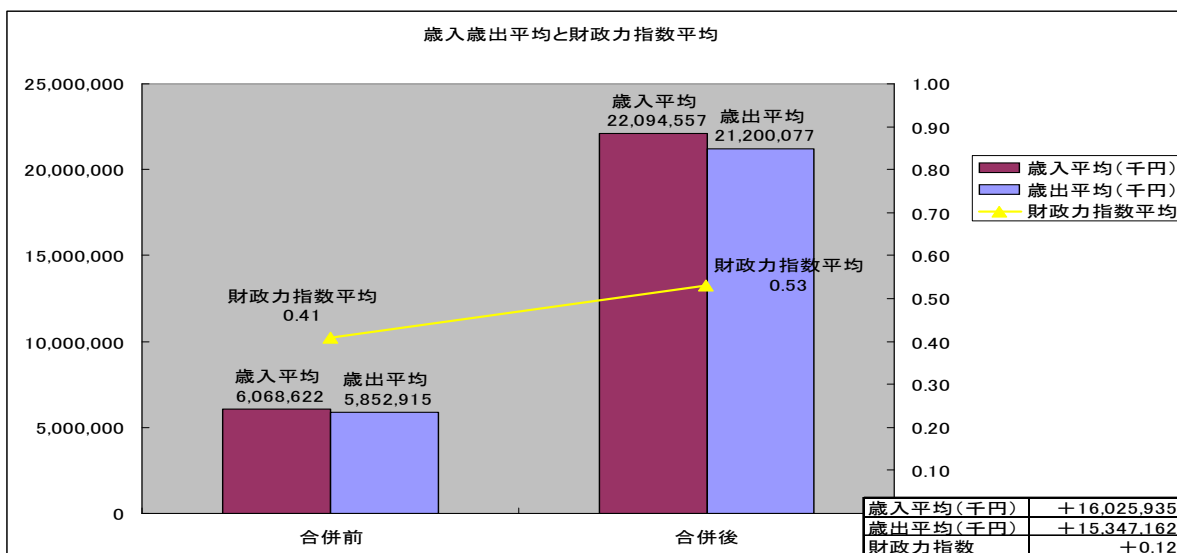
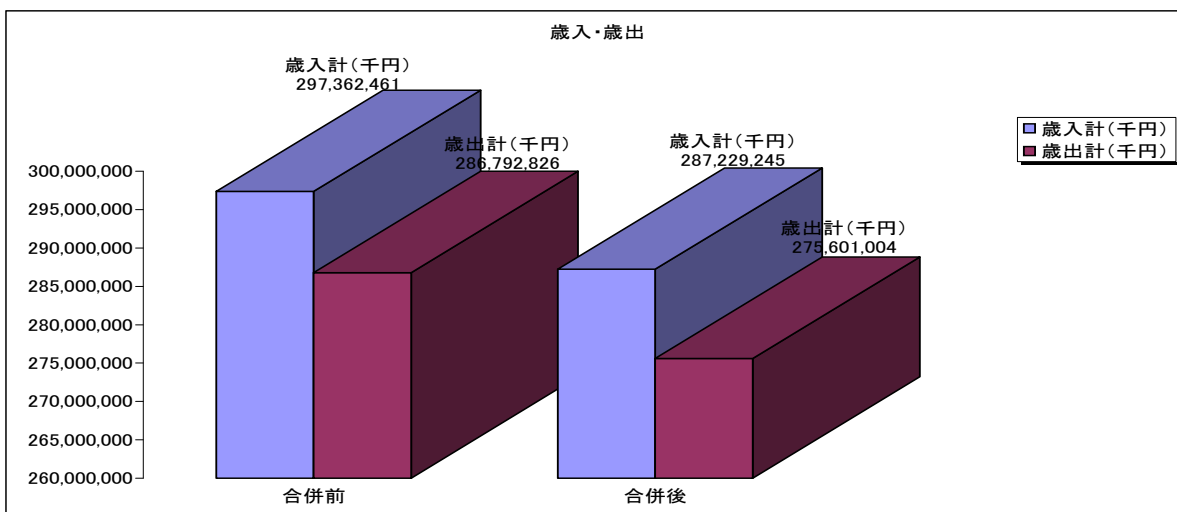
2 財政状況について

(1) 予算規模と財政力指数

歳入は、国や県からの補助金・負担金などの減少により、全体では10,133百万円減少している。また、歳出も普通建設事業費（道路、橋梁、学校など公共又は公用施設の新増設等の建設に要する投資的経費）や人件費などの削減により、11,192百万円減少しており、予算規模は全体では縮小傾向にある。

しかし、合併市町は財政基盤が強化したため、旧市町村では実施できなかった大型の公共事業や新たな住民サービスが可能となっている。

財政力指数は、合併以外の要因もあるが、若干上昇している。



注1: 数値は、地方財政状況調査(決算統計)による。

注2: 合併の前年度決算を合併前、H17決算を合併後として算出した。

注3: 平均値は、単純平均である。(合併後の財政力指数については、加重した数値での試算値を使用し、平均値を算出している。)

○ 合併市町における主な大型新規事業（道水路等の基盤整備を除く）（単位：百万円）

南アルプス市：櫛形総合公園建設(1,010)

甲斐市：竜王駅周辺整備(9,907)

北杜市：中小水力発電施設建設・太陽光発電施設整備(854)

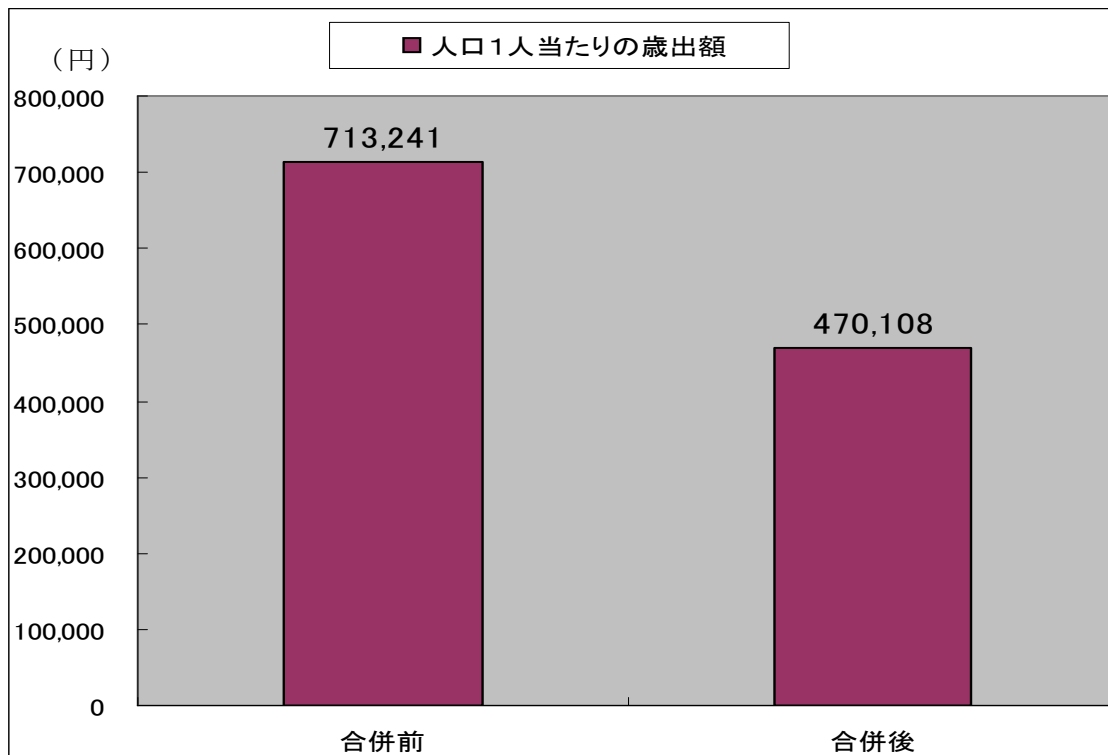
上野原市：情報通信基盤整備(1,859)

富士河口湖町：生涯学習館建設(600)

南部町：万沢診療所新設(173) など

(2) 人口1人当たり歳出額

各市町の年間歳出額を人口1人あたりに換算すると、旧市町村の平均歳出額713,241円に対し、合併後は243,133円減少し、470,108円となっており、行政経費の効率化が図られている。



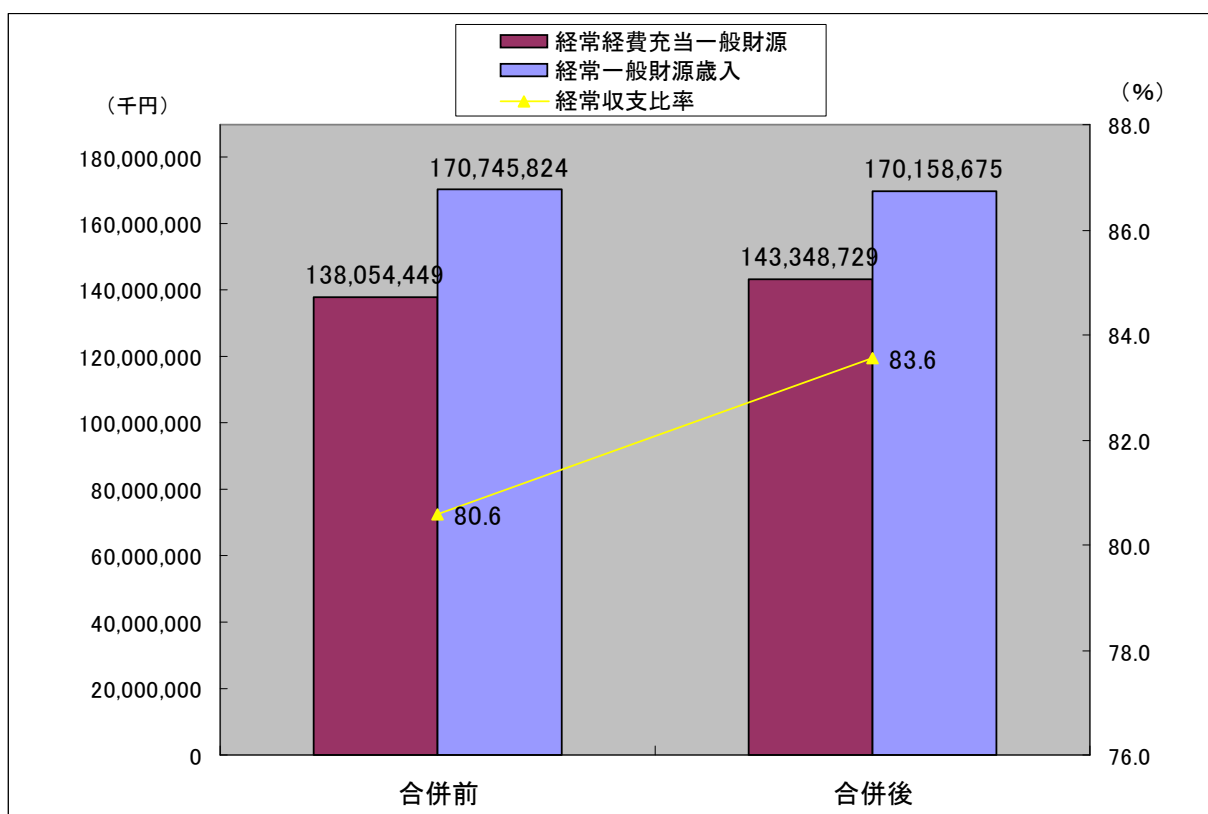
※ 合併前は合併前年度決算額、合併後は平成17年度決算額（地方財政状況調査）

(3) 経常収支比率

経常一般財源総額は、地方消費税交付金などの交付金や普通交付税などの減少により、合併前年度より総額で587,149千円減少し、170,158,675千円となっている。

一方、経常経費に充当した一般財源は、人件費や補助費などが減少したものの、福祉事務所の開設に伴う扶助費や電算システム等に関連する物件費などの増加により、総額で5,294,280千円増加したため、経常収支比率は3.0ポイント上昇（悪化）した。

今後、合併によるスケールメリットを生かした集中改革プランの実現を通して、事務・事業の更なる効率化が必要である。



※合併前は合併前年度決算額、合併後は平成17年度決算額（地方財政状況調査）

経常収支比率：毎年度経常的に支出する経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当した一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源（地方税や普通交付税等）、減税補填債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

数値が低いほど政策的に使える予算が多く、財政運営に弾力性があることとなる。

3 共同事務処理の状況

市町村合併が進展している中北・峡東地域では、解散した一部事務組合が多いのに対し、峡南、富士・東部地域では、解散した一部事務組合は2～3にとどまっている。

一部事務組合等の共同事務処理を単独の市町村が行うことにより、組合の管理部門や議会の廃止による事務の効率化をはじめ、意思決定の迅速化や総合性・独自性を生かした施策展開、責任の所在の明確化などが図れるといったメリットがあるため、今後、特に峡南、富士・東部地域では、構想に基づく市町村合併を推進する必要がある。

※ :平成11年4月1日以降、市町村合併により解散した団体

一部事務組合の名称		事務	一部事務組合の名称		事務
全域	山梨県市町村総合事務組合		峡東地域	新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	山梨県市町村議会議員公務員災害補償等組合			牛奥山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	山梨県市町村自治センター			大蔵沢恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	山梨県後期高齢者医療広域連合			深沢山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
中北地域	甲府地区広域行政事務組合	消防他		京戸入会恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	峡北広域行政事務組合	消防他		笹子山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	峡北地域広域水道企業団	上水道		神峰山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	中巨摩地区広域事務組合	ごみ他		八幡山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	甲府市中央市中学校組合	中学校		牧丘町・三富村中学校組合	中学校
	日向山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		八代町・境川村中学校組合	中学校
	下来澤恩賜県有財産保護組合	恩賜林	兜山外五山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	御座石山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	春日山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	大内窪外ヶ恩賜県有財産保護組合	恩賜林	黒駒山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	御座石恩賜県有財産保護組合	恩賜林	崩山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	老別当恩賜県有財産保護組合	恩賜林	大口山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	第一御座石前山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	峡南地域	峡南広域行政組合	養老他
	下広河原恩賜県有財産保護組合	恩賜林		峡南衛生組合	ごみ
	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合	恩賜林		三都衛生組合	し尿他
	第一奥山山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	病院
	柿坂外四山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		大畠山外七字恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	御勅使川入旧36ヶ村入会山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		西日向外三山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	大阪外3山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		八町山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	大明神山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		土山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	奥野山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		奥仙重外二字山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	北奥山外二山恩賜県有財産保護組合	恩賜林		切坂山恩賜県有財産保護組合	恩賜林
	金峰前山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	甲南環境衛生組合	ごみ他	
	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	市川三珠環境衛生組合	ごみ	
	釜無山外三字恩賜県有財産保護組合	恩賜林	粟戸外六字恩賜県有財産保護組合	恩賜林	
	峡西広域行政事務組合	消防他	富士・東部地域	富士五湖広域行政事務組合	消防他
	野呂川水道企業団	上水道		山梨県東部広域連合	養老他
	北巨摩北部五町村衛生組合	し尿		東部地域広域水道企業団	上水道
	竜王・敷島・双葉一部事務組合	火葬場		大月都留広域事務組合	ごみ他
	長坂町外二町一ヶ村病院組合	病院		青木が原ごみ処理組合	ごみ
	須玉町外一ヶ村病院組合	病院		青木ヶ原衛生センター	し尿
長坂町外三町村高等学校組合	高校	河口湖南中学校組合		中学校	
白根町八田村学校給食組合	給食	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合		恩賜林	
内山の内十二山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	鹿留山恩賜県有財産保護組合		恩賜林	
駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	小金沢土室山恩賜県有財産保護組合		恩賜林	
浅尾原共有地組合	山林	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
前山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
大平山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	大旅外2恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
篠原山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	深桂恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
奥山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	野脇恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
日野原山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	奥山外4恩賜県有財産保護組合	恩賜林		
淵ヶ沢恩賜県有財産保護組合	恩賜林	河口湖南水道企業団	上水道		
鳳凰山外三山恩賜県有財産保護組合	恩賜林	河口湖治水組合	恩賜林		
萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護組合	恩賜林				
城山外一字恩賜県有財産保護組合	恩賜林				
石堂山恩賜県有財産保護組合	恩賜林				
高尾山外一字恩賜県有財産保護組合	恩賜林				
峡東地域	東山梨行政事務組合	消防他			
	東八代広域行政事務組合	ごみ			
	峡東地域広域水道企業団	上水道			
	東山梨環境衛生組合	ごみ			
	甲府・峡東地域ゴミ処理施設事務組合	ごみ			
	釈迦堂遺跡博物館組合	博物館			
滑沢山恩賜県有財産保護組合	恩賜林				

※ 複数の地域に跨る組合は、主たる地域に包含

全県減少率：33.0% (103団体→69団体)

○ 合併以外の理由により、解散した組合

中北	徳島堰組合	農業水
	沢沢町外十三ヶ町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合	伝染病
峡南	身延町外二町共同伝染病舎組合	伝染病
	富士川環境衛生組合	ごみ
富士	大月市外1町三ヶ村結核病棟一部事務組合	結核病
	河口湖町外四箇村共同伝染病隔離病舎組合	伝染病
	東部養護老人ホーム	養老
	小菅・丹波山衛生組合	ごみ

4 住民生活におけるメリット、デメリット

合併した市町は、合併後10年を計画期間とする「基本計画（建設計画）」に基づく新しいまちづくりの途上にあり、合併に関する住民アンケート等はまだ実施していないため、以下は、市町職員が現時点で客観的にみた住民生活におけるメリット・デメリットである。

(1) メリット

【まちづくり】

- ・ 行政区域の再編により、地域の特色を生かした住民主体の町づくりが行える体制が整備
- ・ 新町になり、新たなことに取り組まなければならないという住民意識が向上
- ・ 町民は旧町のとりのように町に頼るばかりではなく、自主的に活動せざるを得ない状況になり、住民の自主的な活動が産声を上げようとしている。
- ・ 旧町ごとの特徴を生かした楽しむことのできる祭りや催しが増加
- ・ 大きい町になったことで地域の存在感が増し、イメージアップに繋がった。
- ・ 旧町村ごとに実施していた春の祭りは、合併後、市内全域で同時期に開催し、マラソン大会や桃の花見などを合わせた多様な観光施策の展開が可能になった。
- ・ 出張所の周辺整備事業の実施により、地域の活性化が期待される。
- ・ 道水路の補修など軽微な要望への対応が迅速化
- ・ 旧町村では、交通安全施設（カーブミラー）を設置又は補修する際の住民の費用負担がなくなった。
- ・ 旧町村では、自治会が設置した防犯街路灯の電気料等に対する補助を受けられるようになった。
- ・ 道路や公共施設の整備、土地利用などにおいて、広域的な視点に立った一体的かつ効果的なまちづくりが可能になった。また、環境問題や観光振興など広域的な連携が求められる分野においても、地域資源を活用した有効な施策を統一的、効率的に推進することが可能になった。

【交通】

- ・ 市営バスが旧村まで運行されるようになり、自動車運転免許を所有しない周辺住民の通勤・通学・通院・買い物等の交通の利便性が向上
- ・ 市立病院行きの市営バスの運行本数が、合併前の1往復から5往復半に増便し、利便性が向上
- ・ 旧町時代には実施できなかったコミュニティバスの運行を開始し、交通弱者の足を確保するとともに、子供の送迎に係る家族の負担が軽減
- ・ 3歳未満、70歳以上及び身体障害者手帳保持者の町営バスの利用料金を無料化
- ・ コミュニティバスを運行し、通勤・通学者、高齢者等の交通の利便性が向上
- ・ 駅を中心として旧市町村間を結ぶ路線バスを運行し、通学・通院などの利便性が向上するとともに、主要な行楽地へも駅から直接行けるようになり、観光客の増加が見込まれる。

【産業】

- ・観光の町と果樹の町が合併したことで、観光と果樹の郷として地域のイメージアップを図ることができ、旧町村を一体化した広域的な観光宣伝やPR等が実施できるようになった。
- ・旧町の観光拠点を結ぶ新たな観光周遊ルートが設定できた。
- ・旧町村の観光拠点を結ぶレトロバスを運行し、観光客が増加
- ・各農産物直売所では、それぞれの連携による効果的、効率的な経営が可能となった。
- ・農産物直売所の運営等に対する指導体制が強化
- ・旧町村の農家では、農業センター貸付農機具の利用が可能になった。
- ・旧町村の農家では、農業の専門職員による相談・指導を受けることが可能となった。
- ・旧町村でも「中小企業向け振興融資」を受けることが可能となった。

【福祉】

- ・福祉事務所を設置し、生活保護や児童・扶養手当の支給、障害者への援護など、一体的かつ総合的な福祉サービスの提供が可能になった。
- ・福祉事務所を設置し、民生部門が充実
- ・高齢者福祉や子育て支援等において、旧町村の独自政策を全市に普及し、福祉サービスが拡充
- ・国民健康保険加入者（満30歳以上）の保険料完納者が人間ドック・脳ドックを受ける際の助成制度を創設
- ・健康診査の受診期間の延長や65歳以上の個別健診の実施により、旧町村は健康診断が充実
- ・国民健康保険税の税率を旧町の低い税率に統一
- ・旧町村では、国民健康保険加入者が死亡したときの葬祭費支給額が3万円から6万円に引き上げられた。
- ・国民健康保険に加入する乳幼児が市内の医療機関で診療を受けた際の保険給付のうち自己負担分を無料化した。（窓口無料化）
- ・旧町で実施していた米寿（88歳）のお祝いを全町に拡大
- ・百歳祝金が300,000円に統一され、旧A町は祝金が100,000円引き上げになった。
- ・新生児祝金を旧町の高い金額（5万円）に統一
- ・旧町で実施していた介護慰労金の支給を全町に拡大
- ・旧町村では、「高齢者医療費助成事業」の助成対象年齢が拡大。また、介護サービス利用者負担金が減額されるとともに、通所サービス食費負担助成金が支給されるようになった。
- ・介護保険給付の認定事業者が増加し、使用しやすくなった。
- ・高齢者安否確認、金婚等の各種祝い、ミニデイなど、合併前にはなかった福祉サービスを充実
- ・ファミリーサポートセンターを開設
- ・共働きの増加に伴い、未満児保育を実施したところ、定員を超える利用者があり、好評

- ・旧町村は、「すこやか子育て医療費助成事業」の助成対象年齢が拡大。また、幼児教育センターやファミリー・サポート・センター、「子育て・お助け隊」等の利用が可能になるとともに、母子家庭等児童手当や私立幼稚園就園奨励費助成金、多子世帯保育料助成金が支給されるようになった。
- ・旧村の診療所に歯科の診療科目を新設
- ・旧町の住民も福祉タクシーが利用できるようになり、利用者が増加
- ・重度心身障害者(児)等タクシー利用乗車券助成制度に基づく年間のタクシー利用回数を24回から48回に増やした。
- ・健康の維持・増進を図るため、健康体力づくりセンター（歩行浴・温泉）への無料送迎を実施
- ・新町の全町民が低廉な入浴料金で町営温泉を利用できるようになり、温泉の利用者が増加
- ・公的年金未受給の在日外国人高齢者・障害者等に対する独自の給付金支給制度を創設

【教育・文化・スポーツ】

- ・旧町村の区域を越えた通学区域の設定により、以前より近くの小学校への通学が可能になった。
- ・全ての地域が青少年育成会議に参加したことにより、高校生の育成活動を実施していなかった旧町においてもジュニアリーダー活動などを実施
- ・学校給食費を旧町の低い金額に統一
- ・スポーツ広場の使用を無料化
- ・合併した全市町で旧市町村の体育館やグラウンドを全市民を対象に開放（管理人を配置）
- ・旧町のスポーツ施設などの公共施設を全住民を対象に開放し、使用料金を値下げした。
- ・旧市町村ごとに利用が制限されていたスポーツ施設や福祉センター等の公共施設を全市民を対象に開放
- ・旧町村の図書館の貸し出し・検索システムを統合し、市内の全ての図書館で利用できる共通カードを作成
- ・生涯学習館の分館として、旧村に図書館を開館
- ・支所（旧村の役場）内に図書館の分館を開設
- ・平成18年6月から、同年2月以降に生まれた子どもを対象としたブックスタート事業を実施
 - ※ブックスタート：絵本に親しみ、親子のコミュニケーションを広げてもらうため、生後6ヶ月を迎えた子どもと母親に絵本をプレゼントする取り組み
- ・市立図書館では、平成18年1月からウェブ予約を開始し、便利になった。
- ・学校施設の空調設備が改善され、快適な学習環境が整った。

【環境】

- ・合併前より粗大ゴミの回収回数が増加
- ・祝日も市全域でゴミや資源物の回収を実施
- ・旧村の細分化したごみの分別方式を市全域に導入し、ごみの減量化が期待
- ・1町のみで実施していた「住宅用太陽光発電システム設置」に係る補助制度を全域に拡大

【サービス等】

- ・ 各種証明書（所得証明、納税証明等）の交付や原付バイク等の登録及び廃車の申請手続きが、旧町村の支所、出張所のほか、本庁舎及び市内10ヶ所の総合行政窓口センターで可能になった。
- ・ 接遇研修の充実強化により、窓口サービスが向上
- ・ 本庁や全ての支所で各種証明書の交付を実施
- ・ 2市が共同し、住民基本台帳カードによる住民票（写し）と印鑑登録証明書の広域的自動交付を開始
- ・ 全ての本所や支所で各種証明書等の交付が受けられるとともに、自動交付機の設置により、休日も住民票等の交付が可能
- ・ 自宅や職場など、近くの本所や支所で必要なサービスが受けられるようになった。
- ・ 旧町村においても、勤労者住宅資金や生活安定資金の融資、中小企業退職金共済掛金の補助が受けられるようになった。
- ・ 軽自動車税の税率を制限税率から標準税率に引き下げた。
- ・ 料金統一により、旧町では水道料金の超過料金が20円値下げされた。

(2) デメリット

【まちづくり】

- ・本庁に職員が集約されたため、支所に活気がなくなり、支所周辺の商店の売上げが減少している。
- ・本庁から遠い地域の住民は、行政に親しみが感じられなくなり、『切捨て』、『置き去り』感が強い。
- ・合併後、地域の中心部と周辺部で格差が生じたり、歴史や文化への愛着や連帯感が薄れている。
- ・合併前は地域で率先して実施していた河川の草刈などが実施されなくなるなど、住民自治の意識が薄れている。
- ・分村した地域間の交流がなくなった。
- ・合併前より広報誌の内容が身近に感じられなくなった。
- ・合併によって拡大した催しもあるが、縮小した催しもある。
- ・住民参加型の行事が少なくなった。
- ・役所が主導して実施してきたイベントが、地区や団体に引き継がれて苦慮している。
- ・山間地の道路の草刈などの整備が行き届かなくなることが懸念される。
- ・地域活動や各種団体等に対する補助金が減少した。
- ・老人クラブ活動費など国・県補助金の交付額が3町分から1町分に減額された。
- ・合併後は、旧村の地区事情がわからず、コミュニケーションが図れない場面もあった。

【交通】

- ・町営バスが市営になり、停留所の減少や運行時間の変更が行われ、不便になった。

【産業】

- ・農道等の農地基盤施設の整備・補修が進まない。

【福祉】

- ・市は歳出規模が大きいため、歳出額に合わせて算出する保険料が、旧町村のときより高い水準となった。
- ・旧町は、国民健康保険税、介護保険料が値上げになった。
- ・介護保険料が値上げとなった。
- ・旧村の保育所が休園になり、保育所への通園が不便になった。
- ・保育料の統一により、旧村は保育料が値上げされた。
- ・旧町で実施していた園児用送迎バスの運行が廃止されたため、通園に係る保護者の負担が増大
- ・放課後児童クラブ保護者負担金の統一により、旧町では、負担額が1人年額65,000円に引き上げられた。
- ・母子手帳の交付や乳児検診などの場所が以前より遠くなった。
- ・旧町では、人間ドックの受診に対する補助制度があったため、多くの町民が人間ドックを受診していたが、合併後は補助制度が廃止されたため、受診しなくなった。
- ・敬老祝金、百歳祝金の統一により、旧町は祝金が値下げとなった。
- ・旧町では敬老会活動が予算の減額や運営方法の変更より縮小された。

【教育・文化・スポーツ】

- ・旧町村では、住民が体育施設を利用する場合、施設使用料と照明料は無料であったが、合併後は照明料が有料となった。
- ・合併前は、スポーツ少年団は体育施設の使用料等が免除されていたが、合併後は有料となった。
- ・スポーツ施設使用料の統一により、旧A町の団体は減免率が85%から50%に、旧B村の団体は減免率が100%から50%になり、負担が増大
- ・スポーツ広場などの休日や平日夜間の予約が取り難くなった。
- ・旧町では、ふれあい広場で公共施設の使用予約ができたが、合併後は本庁に行かなければならず不便
- ・中学校体育館の住民への貸出開始時間が18時から19時となった。
- ・図書館や分館の開館時間が統一されていないため、利用者し難い。
- ・図書館のイベントが減り、高齢者や子どもを対象とした事業がなくなった。
- ・旧町では、高齢者学級が廃止され、高齢者が身近で気軽に参加して学ぶ機会がなくなった。

【環境】

- ・ゴミの収集回数が、週3回から2回となり家庭でのゴミの蓄積が増えるとともに、ゴミの分別区分が少なくなった。
- ・可燃ごみの回収回数が減少した。

【住民サービス、その他】

- ・町民一人ひとりの意見や要望が町政に反映され難くなった。
- ・業務担当窓口が市内に散在しているため、問い合わせ先等が分かりにくい。
- ・住民の苦情等への対応は、支所を通して本庁で行うこととなるため、合併前より時間を要することに住民は不満を抱いている。
- ・旧町村の役場（支所）は職員が削減され、地区要望への即決の対応ができなくなるなど、住民は行政を遠く感じるようになったのではないかと。
- ・防犯灯などの修理に時間が掛かるようになった。
- ・分村合併により、証明書の交付などの手続きは、2つの市町に行かなければならないことがあり煩雑
- ・分庁方式は、役所が一体化していないため、住民は不便に感じている。
- ・旧役場が支所となったため、農業関係（農振・農地転用）の申請手続きや相談は本庁まで行かなければならず不便
- ・税に関係する証明、閲覧及び相談は、本庁のみの対応となったため、旧町村の住民は不便
- ・本庁しかできない手続きがあり不便
- ・本庁と分庁舎のいずれかで行っている業務もあるため、住民が役所に行く際に、多少不便になった。（本庁：総務課、財政課 等 分庁舎：教育委員会 等）
- ・役所の体制が複雑になり、職員の手厚い対応もなくなり、高齢者はサービスを受け難くなった。
- ・役場に知らない職員が多くなり、気軽に相談や依頼ができなくなった。

- ・合併前は、住民は分からないことがあるときは、役場へ行けば相談に応じてもらったが、支所になってからはそうした対応が減った。
- ・合併により、消防団活動や民生児童委員会事務局などへの行政の関わり方が希薄になったとの声もある。
- ・自治会の回覧文書が増大
- ・分庁舎は職員の増加に伴い、来庁舎用の駐車場が減少
- ・合併前は、確定申告期間中は、旧役場で申告の受付を行っていたが、合併後は市民会館のみとなり、出張申告は旧村の出張所は1日、旧町の支所は3日のみのため、旧町村の住民にとっては不便になった。
- ・防災無線の運用の見直しにより、地域への連絡項目が縮小された。
- ・グリーンベルトのある市道の管理が行き届かず、以前より雑草が繁茂し、歩道の通行がし難くなった。
- ・税金が平均して値上げされた。
- ・水道料金の統一により、旧町は超過料金が40円値上げになった。
- ・水道料金の見直しを行っているが、地域によって料金格差が生じている。
- ・料金の統一により、旧町は下水道料金が200円値上げになった。
- ・日赤社費の統一により、旧町は社費納入金額が500円値上げになった。
- ・旧市に課税対象の固定資産を所有し、かつ合併した旧町村に免税点以下の固定資産を所有している住民は、物件の名寄せにより、税額が増加した。
- ・合併して大規模事業が実施できることもなく、財政的にあまり良い状態とは思えない。近隣の未合併町と格差をつけることにより町民の不満感も希薄になる。
- ・サービスなどは基本的に手厚い方に合わせる方針であったが、中には低下したサービスもあり、住民の不満がある。

一例：敬老祝い金支給年齢及び支給額の引き下げ

改正前	改正後
満75歳以上87歳以下 年 5,000円	→満77歳 年3,000円
満88歳以上99歳以下 年 10,000円	→満88歳 年5,000円
満100歳以上 年100,000円	→満100歳以上 年50,000円

合併時に統一したばかりで、支給対象を狭めることは思想普及の減退につながるとの懸念もあるが、介護保健法の改正により、これまでの補助金政策が廃止され、介護予防事業による積極的な必要施策の財源確保のため、支給金額を引き下げを行った。一方、100歳到達時の祝金制度がなかった地区への支給が始まった。

- ・未統一の公共料金があり、住民に不公平感が生じている。
- ・合併に伴って調整すべき事務事業の中で、財政的、物理的な理由などから新市において住民間に不均衡が生じつつも、上下水道料などのように「現行どおり」とせざるを得なかった行政サービスがあるため、これらの解消に時間をかけて取り組まなければならない。

- ・ 合併前は、交付税措置率や充当率が非常に高い合併特例債の有利な面が強調され、特例債の活用を前提とした新しいまちづくりに大きな期待と希望を描いていたが、平成18年4月に導入された新しい財政指標である「実質公債費比率」により、従来の起債制限比率に反映されていなかった公営企業・特別事業会計の公債費への一般会計繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等への経費を算入することとなり、国の基準による比率を越えた場合においては段階的に起債が制限され、「公債費負担適正化計画」を策定する厳しい条件が定められた。従って、公債費負担額・比率をこれまで以上に厳しく精査することが必須であり、特例債を全額（概ね140億円）充当しての今後の事業展開などは非常に厳しいものとなっている。